

# 春日部市地域防災計画 目次

## 総 則

第1編 総 則	1- 1
第1章 計画の総則	1- 1
第1節 計画の概要	1- 1
第1 計画の目的	1- 2
第2 計画の目標	1- 2
第3 計画の構成	1- 2
第4 計画の運用	1- 5
4.1 計画の修正	
4.2 他計画との関係	
4.3 計画の遵守	
4.4 計画の習熟	
第2節 計画の基本方針	1- 7
第1 計画の理念	1- 7
第2 防災施策の大綱	1- 8
第2章 防災関係機関の役割分担	1- 9
第1節 地域防災組織	1- 9
第1 春日部市に係る地域防災組織	1- 10
第2 春日部市防災会議	1- 10
2.1 任 務	
2.2 組 織	
第2節 防災関係機関の業務の大綱	1- 12
第1 市	1- 13
第2 指定地方行政機関	1- 14
第3 県	1- 15
第4 自衛隊	1- 17
第5 その他行政組合	1- 17
第6 指定公共機関	1- 17
第7 指定地方公共機関	1- 18
第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	1- 19
第3章 市民・自主防災組織・事業所の基本的役割	1- 20
第1節 市民の果たす役割	1- 21
第1 平常時から実施する事項	1- 22
第2 災害発生時に実施すべき事項	1- 22
第2節 自主防災組織の果たす役割	1- 23
第1 平常時から実施する事項	1- 24
第2 災害発生時に実施すべき事項	1- 24
第3節 事業所の果たす役割	1- 25
第1 平常時から実施する事項	1- 26
第2 災害発生時に実施すべき事項	1- 26

# 春日部市地域防災計画 目次

第4章 春日部市の防災環境	1- 27
第1節 災害履歴	1- 27
第1 地震災害	1- 28
1.1 埼玉県における災害履歴	
1.2 春日部市における災害履歴	
第2 風水害	1- 33
第2節 自然環境の特性	1- 34
第1 概要	1- 34
第2 地形	1- 35
2.1 台地	
2.2 低地	
第3 地質	1- 36
第3節 社会環境の特性	1- 37
第1 人口	1- 37
1.1 世帯数及び人口の推移	
1.2 地区別人口及び人口密度	
1.3 要配慮者	
1.4 常住人口・昼間人口及び従業者・通学者人口	
第2 建物	1- 42
第3 交通	1- 43
3.1 道路	
3.2 鉄道	
3.3 橋梁	
第4 土地利用	1- 45

## 震災対策計画

第2編 震災対策計画	2- 1
第1章 震災対策の総則	2- 1
第1節 地震被害想定	2- 1
第1 想定地震	2- 2
第2 想定結果	2- 4
2.1 被害想定概要	
2.2 春日部市内の被害予測	
第2節 震災対策の基本方針	2- 8
第1 震災対策の基本的考え方	2- 8
第2 震災対策の目標	2- 8
第2章 震災予防計画	2- 11
第1節 震災に強い都市環境の整備	2- 12
第1 震災に強いまちづくり	2- 13
1.1 防災的土地利用計画の推進	『都市整備部』
1.2 地盤災害の予防	『環境経済部、建設部、都市整備部』

# 春日部市地域防災計画 目次

1.3 防災空間の確保	『建設部、環境経済部』	
第2 都市施設の安全対策		2- 18
2.1 建築物の耐震化	『建設部、都市整備部、関係各部』	
2.2 道路・交通施設の安全対策	『建設部』	
2.3 河川施設の安全対策	『建設部』	
2.4 倒壊物・落下物の安全対策	『都市整備部、建設部』	
2.5 ライフライン施設の安全対策	『建設部、水道部、関係事業者』	
2.6 危険物施設の安全対策	『消防部』	
2.7 その他施設の安全対策	『消防部』	
第3 防災拠点の整備		2- 29
3.1 防災拠点のネットワーク化	『市長公室』	
3.2 防災拠点施設の整備	『市長公室』	
第4 安全避難の確保		2- 32
4.1 避難計画の作成	『市長公室』	
4.2 避難場所等の整備	『市長公室、総合政策部、市民生活部、福祉部、建設部、学校教育部、社会教育部』	
4.3 避難路の整備	『市長公室、建設部、都市整備部』	
4.4 他都道府県からの避難者の受入れ	『市長公室』	
第2節 震災に強い防災体制の整備		2- 40
第1 災害活動体制の整備		2- 41
1.1 職員の初動体制の整備	『市長公室、各部共通』	
1.2 動員体制の整備	『市長公室、各部共通』	
1.3 業務継続計画の策定	『市長公室、各部共通』	
1.4 事業所等の防災体制の充実	『市長公室、各部共通』	
1.5 広域応援協力体制の充実	『市長公室、総合政策部』	
第2 災害情報収集・伝達体制の整備		2- 50
2.1 災害情報連絡体制の整備	『市長公室、各部共通』	
2.2 被害情報の早期収集体制の整備	『市長公室』	
2.3 通信施設の整備	『市長公室、各部共通』	
第3 非常用物資の備蓄		2- 54
3.1 飲料水・食料・生活必需品の備蓄	『市長公室、水道部』	
3.2 防災用資機材等の備蓄	『市長公室』	
3.3 石油類燃料等の調達体制の整備	『市長公室、総合政策部』	
第4 消防体制の整備		2- 63
4.1 消防力の強化	『消防部』	
4.2 出火防止対策の推進	『消防部』	
4.3 初期消火体制の強化	『消防部』	
第5 災害時医療体制の整備		2- 68
5.1 防災医療システムの整備	『健康保険部、医療センター』	
5.2 初動医療体制の整備	『健康保険部、医療センター、消防部』	
5.3 後方医療体制の整備	『健康保険部、医療センター、消防部』	
5.4 要配慮者に対する医療対策	『健康保険部、医療センター』	
5.5 医薬品等の確保	『健康保険部、医療センター』	
第6 緊急輸送体制の整備		2- 75
6.1 緊急輸送道路の確保	『市長公室、建設部、都市整備部』	
6.2 緊急車両の確保	『市長公室、財務部』	
第7 応急仮設住宅対策		2- 78
7.1 応急仮設住宅用地の確保	『市長公室、総務部、都市整備部』	
7.2 応急仮設住宅用資機材の確保	『都市整備部』	

# 春日部市地域防災計画 目次

第8 建築物・宅地の危険度判定に係る体制の整備	2- 80
8.1 被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備	『都市整備部』
8.2 被災宅地危険度判定に係る体制の整備	『都市整備部』
第9 帰宅困難者対策	2- 81
9.1 帰宅困難者の定義	『市長公室』
9.2 市内の帰宅困難者対策	『市長公室』
9.3 外出先の帰宅困難者対策	『市長公室』
9.4 連携体制の確立	『市長公室』
第3節 市民の協力による防災対策	2- 90
第1 防災意識の高揚	2- 91
1.1 啓発活動の推進	『市長公室、消防部』
1.2 防災教育の推進	『市長公室、学校教育部、社会教育部、消防部』
第2 防災訓練の充実	2- 96
2.1 総合防災訓練	『市長公室、関係各部』
2.2 本市及び防災関係機関の訓練	『市長公室、消防部、関係各部』
2.3 事業所・自主防災組織・市民の訓練	『市長公室、消防部』
第3 自主防災組織の育成強化	2-102
3.1 自主防災組織の育成	『市長公室』
3.2 事業所等の防災組織の育成	『消防部』
3.3 地区防災計画の策定促進	『市長公室』
第4 要配慮者の安全確保	2-108
4.1 在宅要配慮者に対する安全対策	『市長公室、福祉部、こども未来部、健康保険部、市民生活部、消防部』
4.2 避難行動要支援者名簿の整備と安全対策	『市長公室、福祉部、健康保険部』
4.3 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策	『福祉部、こども未来部、消防部』
4.4 外国人住民に対する安全対策	『市長公室、市民生活部、消防部』
第5 ボランティアとの連携	2-117
5.1 ボランティアの育成・確保	『市長公室、福祉部』
5.2 ボランティアセンターとの連携体制の構築	『市長公室、福祉部』
5.3 砂防ボランティア・危険度判定士登録制度の周知	『市長公室、福祉部』
第3章 震災応急対策計画	2-121
第1節 応急活動体制	2-122
第1 初動対応	2-123
第2 活動体制	2-124
2.1 活動体制と配備基準	『各部共通』
2.2 活動体制と動員計画	『各部共通』
2.3 災害警戒本部の設置・運営	『市長公室』
2.4 災害対策本部の設置・運営	『市長公室』
第3 応急活動	2-135
3.1 職員の初動活動	『各部共通』
3.2 応急対策の流れ	『各部共通』
3.3 応急活動の留意点	『各部共通』
第4 応援要請・相互協力	2-140
4.1 県への応援要請	『市長公室、総合政策部』
4.2 隣接市町等への応援要請	『市長公室、総合政策部』
4.3 防災関係機関への応援要請	『市長公室、総合政策部』
4.4 ボランティア団体等との相互協力	『福祉部、関係各部』
第5 自衛隊の災害派遣	2-144

# 春日部市地域防災計画 目次

5.1	派遣要請	『市長公室、総合政策部』	
5.2	依頼要領	『市長公室、総合政策部』	
5.3	派遣部隊の受入体制の確保	『市長公室、総合政策部』	
5.4	自衛隊の自主派遣		
5.5	派遣部隊の撤収要請	『市長公室、総合政策部』	
5.6	経費の負担区分		
5.7	自衛隊の権限		
第6	災害救助法の適用		2-149
6.1	災害救助法の概要	『各部共通』	
6.2	災害救助法の適用及び実施	『各部共通』	
6.3	災害救助法が適用されない場合の措置		
第2節	情報の収集・伝達		2-154
第1	情報収集連絡体制		2-155
1.1	情報連絡系統	『各部共通』	
1.2	情報連絡通信手段	『各部共通』	
第2	災害情報の収集・伝達体制		2-158
2.1	実施体制	『各部共通』	
2.2	初動期の情報収集体制	『各部共通』	
2.3	地震情報	『市長公室』	
2.4	火災情報	『消防部』	
2.5	人的被害情報	『市長公室、消防部、市民生活部』	
2.6	一般建築物被害情報	『建設部、都市整備部、消防部』	
2.7	公共土木・建築施設被害情報	『建設部、都市整備部』	
2.8	ライフライン被害情報	『総合政策部、水道部、建設部』	
2.9	交通施設被害情報	『建設部、都市整備部』	
2.10	その他の被害情報		
2.11	被害調査の報告	『各部共通』	
第3	市民への広報活動		2-170
3.1	広報活動の方針	『総合政策部』	
3.2	初動期の広報	『総合政策部』	
3.3	生活再開時期の広報	『総合政策部』	
3.4	要配慮者への広報	『福祉部、総合政策部』	
第4	市民の各種相談窓口		2-174
4.1	各種相談窓口の設置	『総務部、関係各部』	
4.2	相談の内容	『総務部、関係各部』	
第5	被災者への情報提供及び支援		2-176
5.1	安否情報の収集、提供	『市長公室、関係各部』	
5.2	被災者台帳の作成	『市長公室、関係各部』	
第6	報道機関への情報提供		2-177
6.1	災害情報の提供	『総合政策部』	
6.2	災害情報の報道依頼	『総合政策部』	
第3節	消防活動		2-179
第1	消防活動の方針		2-180
1.1	消火活動	『消防部』	
1.2	救急救助活動	『消防部』	
1.3	安全避難の確保	『消防部』	
第2	初動体制の確立		2-181
2.1	消防本部の初動措置	『消防部』	
2.2	消防署の初動措置	『消防部』	
2.3	消防団の初動措置	『消防部』	

# 春日部市地域防災計画 目次

第3	情報の収集	2-184
3.1	収集要領	『消防部』
3.2	収集内容	『消防部』
3.3	収集系統	『消防部』
第4	交通規制	2-185
第5	災害防御活動	2-186
5.1	災害防御活動の基本	『消防部』
5.2	活動の主眼	『消防部』
5.3	消防活動方針の決定	『消防部』
5.4	火災現場の原則	『消防部』
5.5	救急救助出動	『消防部』
5.6	火災現場活動の原則	『消防部』
5.7	救急救助活動の原則	『消防部』
第6	消防団の活動	2-188
6.1	初期活動	
6.2	消防活動	
6.3	救急救助	
6.4	避難誘導	
6.5	情報の収集	
第7	応援部隊の要請	2-190
7.1	応援の要請	『消防部』
7.2	応援隊の受け入れと活動	『消防部』
7.3	応援隊の運用	『消防部』
7.4	その他の応援要請	『消防部』
第8	危険物施設等の応急対策	2-192
<b>第4節</b>	<b>救援・救護活動</b>	<b>2-193</b>
第1	人命救助活動	2-194
1.1	人命救助活動	『消防部、警察署』
1.2	行方不明者の搜索活動	『市民生活部、消防部、警察署』
第2	避難	2-197
2.1	避難の勧告・誘導	『市長公室、各部共通』
2.2	避難場所の開設	『市長公室、各部共通』
2.3	避難所の開設	『市長公室、各部共通』
2.4	避難場所の運営	『各部共通』
2.5	避難場所の閉鎖	『各部共通』
第3	要配慮者の安全確保	2-205
3.1	高齢者、障がい者等の安全確保	『福祉部、こども未来部、健康保険部』
3.2	外国人住民の安全確保	『総合政策部、市民生活部』
第4	医療救護	2-209
4.1	医療情報の収集・伝達	『健康保険部、医療センター』
4.2	初動医療体制	『健康保険部、医療センター』
4.3	負傷者等の搬送体制	『健康保険部、医療センター』
4.4	後方医療体制	『健康保険部、医療センター』
第5	感染症予防及び保健衛生	2-213
5.1	感染症予防活動	『環境経済部、健康保険部』
5.2	保健衛生活動	『健康保険部』
5.3	動物愛護	『環境経済部』
第6	応急給水	2-217
6.1	給水方法	『水道部』

# 春日部市地域防災計画 目次

6.2 医療機関への給水	『水道部』	
第7 食料・生活必需品の供給		2-219
7.1 食料・生活必需品の調達	市長公室、総合政策部、財務部	
7.2 食料の配給	『各部共通』	
7.3 生活必需品の配給	『総合政策部、市民生活部、環境経済部、福祉部』	
第8 住宅の確保		2-224
8.1 応急仮設住宅の設置	『都市整備部、総務部』	
8.2 被災住宅の応急修理	『建設部、都市整備部』	
8.3 危険度判定の実施	『都市整備部』	
第9 遺体の捜索・処理・埋葬		2-229
9.1 遺体等の捜索	『市民生活部、福祉部、消防部』	
9.2 遺体の処理	『福祉部、健康保険部』	
9.3 遺体の埋・火葬	『福祉部、環境経済部』	
第10 要員の確保		2-234
10.1 要員の確保	『総務部、関係各部』	
第11 帰宅困難者対策		2-234
11.1 市内の帰宅困難者対策	『市長公室、市民生活部、学校教育部、関係各部、 鉄道機関、警察署、各事業所』	
11.2 外出先の帰宅困難者対策	『市長公室、市民生活部、関係各部』	
11.3 徒歩帰宅者等に対する支援	『市長公室、総合政策部、各部共通、鉄道機関、 東京電力パワーグリッド株式会社』	
第5節 都市施設の応急対策		2-240
第1 公共施設		2-241
1.1 公共建築物	『都市整備部、関係各部』	
1.2 道路・橋梁	『建設部』	
1.3 河川・水路	『建設部』	
1.4 鉄道		
1.5 その他公共施設等		
第2 ライフライン		2-247
2.1 上水道施設	『水道部』	
2.2 下水道施設	『建設部』	
2.3 都市ガス施設	『東彩ガス株式会社』	
2.4 電力施設	『東京電力パワーグリッド株式会社』	
2.5 電気通信施設	『東日本電信電話株式会社』	
第6節 交通対策		2-257
第1 緊急輸送の方針		2-258
1.1 目標	『総合政策部、総務部、建設部、都市整備部』	
1.2 基本方針	『総合政策部、総務部、建設部、都市整備部』	
1.3 輸送対象	『総合政策部、総務部、建設部、都市整備部』	
第2 緊急輸送道路の確保		2-259
2.1 道路の被害状況の把握	『建設部』	
2.2 交通障害物の除去	『建設部』	
2.3 除去作業上の留意事項	『建設部』	
第3 交通規制		2-261
3.1 災害発生直後の交通規制の実施要領	『市民生活部、建設部、警察署』	
3.2 交通規制の方法	『市民生活部、建設部、警察署』	
3.3 交通規制の実施時期と法適用	『市民生活部、建設部、警察署』	
3.4 交通規制の法的根拠	『市民生活部、建設部、警察署』	
第4 緊急輸送手段の確保		2-264

# 春日部市地域防災計画 目次

4.1	緊急輸送車両の確保	『総合政策部、財務部』	
4.2	緊急輸送車両の管理と運用	『総合政策部、財務部』	
4.3	緊急輸送車両の確認	『総合政策部、財務部』	
4.4	その他の輸送手段	『市長公室』	
4.5	災害救助を適用した場合の応急救助のための輸送	『関係各部』	
<b>第7節</b>	<b>廃棄物対策</b> .....		2-267
第1	災害廃棄物処理.....		2-268
1.1	住宅関係障害物の除去	『建設部、都市整備部』	
1.2	災害廃棄物の処理	『環境経済部』	
第2	一般廃棄物処理.....		2-271
2.1	ごみ処理	『環境経済部』	
2.2	し尿処理	『環境経済部』	
<b>第8節</b>	<b>教育福祉対策</b> .....		2-274
第1	学校教育の早期再開.....		2-275
1.1	児童・生徒の安否確認	『学校教育部』	
1.2	学校施設の応急復旧	『学校教育部』	
1.3	応急教育の実施	『学校教育部』	
1.4	教材・学用品の調達・支給	『学校教育部』	
1.5	市民への情報提供・相談窓口	『学校教育部』	
1.6	他地域の被災児童支援	『学校教育部』	
第2	文化財対策.....		2-280
2.1	情報の収集・伝達	『社会教育部』	
2.2	入館者の安全対策	『社会教育部』	
2.3	収蔵・保管施設の応急対策	『社会教育部』	
2.4	文化財の応急対策	『社会教育部』	
第3	福祉対策.....		2-282
3.1	福祉施設の応急措置	『福祉部、子ども未来部』	
3.2	保育所の応急措置	『子ども未来部』	
3.3	放課後児童クラブの応急措置	『子ども未来部』	
3.4	要保護児童の応急保育	『子ども未来部、健康保険部、市民生活部』	
<b>第4章</b>	<b>震災復旧・復興対策計画</b> .....		2-287
<b>第1節</b>	<b>公共施設の復旧・復興計画</b> .....		2-288
第1	復旧・復興計画の方針.....		2-289
1.1	復旧・復興の基本方針	『各部共通』	
1.2	計画への住民の意向反映	『各部共通』	
1.3	財政支援の検討	『財務部』	
1.4	計画推進のための職員の派遣の要請	『各部共通』	
第2	復旧・復興計画の推進.....		2-291
2.1	復旧事業実施体制	『各部共通』	
2.2	復旧事業計画の作成	『各部共通』	
2.3	復興計画の作成	『各部共通』	
<b>第2節</b>	<b>民生安定のための措置</b> .....		2-295
第1	り災証明の発行.....		2-296
1.1	り災証明発行の概要	『市長公室、消防部』	
1.2	り災証明書発行の流れ	『市長公室、財務部』	
1.3	り災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置	『市長公室、総合政策部、財務部』	
1.4	事前対策	『市長公室、財務部』	
第2	被災者の生活確保.....		2-302



# 春日部市地域防災計画 目次

2.1	生活相談	『財務部、総務部、福祉部』	
2.2	災害弔慰金等の支給	『財務部、福祉部』	
2.3	災害援護資金の貸付	『財務部、福祉部』	
2.4	被災者生活再建支援制度	『財務部、福祉部』	
2.5	住宅の再建	『財務部、環境経済部』	
2.6	職業の斡旋	『環境経済部』	
2.7	租税等の徴収猶予及び減免等	『関係各部』	
2.8	生活保護	『福祉部』	
2.9	借地借家の特例の適用に関する計画	『関係各部』	
第3	義援金品の配布		2-309
3.1	受付窓口の開設	『福祉部、会計班』	
3.2	受付・募集	『総合政策部、福祉部、会計班』	
3.3	保管及び配分	『福祉部、会計班』	
第4	中小企業等の支援		2-311
4.1	中小企業関係融資	『環境経済部』	
4.2	農林業関係融資	『環境経済部』	
第3節	激甚災害の指定		2-314
第1	激甚災害に関する調査及び指定の促進		2-315
1.1	激甚法による財政援助	『各部共通』	
1.2	激甚災害指定の手続き	『各部共通』	
1.3	激甚災害に関する調査	『各部共通』	
第2	特別財政援助額の交付手続等		2-317
第5章	東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画		2-319
第1節	計画の位置づけ		2-320
第1	策定の趣旨		2-321
第2	基本的な考え方		2-323
第3	前提条件		2-323
第4	東海地震に関する情報の発信		2-324
第2節	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置		2-326
第1	東海地震注意情報の伝達		2-327
1.1	伝達系統及び伝達手段	『市長公室、各部共通』	
1.2	伝達事項	『市長公室、各部共通』	
第2	準備体制の確立		2-329
2.1	市の活動体制	『各部共通』	
2.2	消防本部の活動体制	『消防部』	
2.3	防災関係機関の活動体制		
第3	準備行動に係る広報		2-331
3.1	報道機関による広報		
3.2	市の広報	『市長公室、総合政策部、消防部』	
3.3	混乱防止措置の準備	『各部共通』	
第3節	警戒宣言に伴う措置		2-332
第1	警戒宣言・東海地震予知情報の伝達・広報		2-333
1.1	伝達系統及び伝達手段	『市長公室、総合政策部』	
1.2	伝達体制	『市長公室、総合政策部』	
1.3	伝達事項	『市長公室、総合政策部』	
1.4	広報	『総合政策部』	
第2	活動体制		2-335

## 春日部市地域防災計画 目次

2.1	組 織	『各部共通』	
2.2	動員配備	『各部共通』	
2.3	本部会議の開催	『市長公室』	
2.4	庁舎内の点検及び緊急措置	『関係各部』	
2.5	他の公共施設の点検及び緊急措置	『各部共通』	
第3	消防・危険物・水防対策		2-337
3.1	消防対策	『消防部』	
3.2	危険物対策	『消防部』	
3.3	水防対策	『建設部、市長公室』	
第4	公共輸送対策		2-338
第5	交通対策		2-338
5.1	警察による交通規制	『警察署』	
5.2	道路管理者のとりべき措置	『市民生活部、建設部』	
第6	上水道対策		2-339
6.1	応急措置	『水道部』	
6.2	広 報	『水道部、総合政策部』	
第7	学校・病院・社会福祉施設等対策		2-341
7.1	学 校	『学校教育部』	
7.2	病院・診療所	『健康保険部、医療センター』	
7.3	社会福祉施設	『福祉部』	
第8	その他の対策		2-344
8.1	食料等の物資の確保	『環境経済部』	
8.2	生活関連対策	『関係各部』	
第4節	市民等のとりべき措置基準		2-345
第1	市民のとりべき措置		2-346
第2	自治会・自主防災組織のとりべき措置		2-349
第3	事業所のとりべき措置		2-351

### 風水害・事故・特殊災害対策計画

第3編	風水害・事故・特殊災害対策計画		3- 1
第1章	風水害対策の総則		3- 1
第1節	風水害の災害特性		3- 1
第1	過去の災害履歴		3- 2
1.1	昭和22年カスリーン台風による水害		
1.2	その他の主な水害		
第2	水害危険区域		3- 5
第2節	河川及び下水道の概況		3- 6
第1	河川・水路		3- 6
第2	下水道		3- 7
第3節	風水害対策の方針		3- 8
第1	計画の目的		3- 8
第2	計画の目標		3- 8

# 春日部市地域防災計画 目次

第2章 風水害予防計画	3- 9
第1節 風水害に強い都市環境の整備	3- 10
第1 水害予防計画	3- 11
1.1 流域総合治水計画	『建設部、市長公室』
1.2 河川・下水道の整備	『建設部』
1.3 地盤沈下対策	『環境経済部』
1.4 土地利用の適正化	『都市整備部、環境経済部』
1.5 水防用資機材の整備	『市長公室』
第2 風水害に強いまちづくり	3- 15
2.1 防災的土地利用計画の推進	『都市整備部』
2.2 地盤災害の予防	『環境経済部、建設部、都市整備部』
2.3 防災空間の確保	『建設部、環境経済部』
第3 都市施設の安全対策	《震災編準用》 3- 17
第4 防災拠点の整備	《震災編準用》 3- 18
第5 安全避難の確保	3- 19
5.1 避難計画の策定	『市長公室、各部共通』
5.2 避難場所等の整備	『市長公室、総合政策部、市民生活部、福祉部、建設部、学校教育部、社会教育部』
5.3 避難路の整備	『市長公室、建設部、都市整備部』
5.4 他都道府県からの避難者の受入れ	『市長公室』
第6 文化財の災害予防	3- 25
6.1 文化財の災害予防	『社会教育部』
6.2 文化財の現況把握	『社会教育部』
第2節 風水害に強い防災体制の整備	3- 27
第1 災害活動体制の整備	《震災編準用》 3- 28
第2 災害情報収集・伝達体制の整備	《震災編準用》 3- 29
第3 非常用物資の備蓄	《震災編準用》 3- 30
第4 消防体制の整備	《震災編準用》 3- 31
第5 災害時医療体制の整備	《震災編準用》 3- 32
第6 緊急輸送体制の整備	《震災編準用》 3- 33
第7 応急仮設住宅対策	《震災編準用》 3- 34
第8 被災宅地の危険度判定に係る体制の整備	《震災編準用》 3- 35
第3節 市民の協力による防災対策	3- 36
第1 防災意識の高揚	《震災編準用》 3- 37
第2 防災訓練の充実	3- 38
2.1 水防訓練	『各部共通』
2.2 総合防災訓練	『市長公室、関係各部』
2.3 本市及び防災関係機関の訓練	『市長公室、消防部、関係各部』
2.4 事業所・自主防災組織・市民の訓練	『市長公室、消防部』
第3 自主防災組織の育成強化	《震災編準用》 3- 40
第4 要配慮者の安全確保	3- 41
4.1 在宅要配慮者に対する安全対策	『市長公室、福祉部、こども未来部、健康保険部、市民生活部、消防部』
4.2 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策	『市長公室、福祉部、こども未来部、健康保険部、消防部』
4.3 外国人住民に対する安全対策	『市長公室、市民生活部、消防部』

# 春日部市地域防災計画 目次

第5	ボランティアとの連携	《震災編準用》	3- 46
<b>第3章</b>	<b>風水害応急対策計画</b>		3- 47
<b>第1節</b>	<b>応急活動体制</b>		3- 48
第1	初動対応		3- 49
第2	活動体制		3- 50
2.1	活動体制と配備基準	『各部共通』	
2.2	活動体制と動員計画	『各部共通』	
2.3	災害警戒本部の設置・運営	『市長公室』	
2.4	災害対策本部の設置・運営	『市長公室』	
第3	応援要請・相互協力	《震災編準用》	3- 63
第4	自衛隊の災害派遣	《震災編準用》	3- 64
第5	災害救助法の適用	《震災編準用》	3- 65
第6	市民及び自主防災組織の活動体制		3- 66
6.1	市民の行動		
6.2	自主防災組織の活動		
<b>第2節</b>	<b>情報の収集・伝達</b>		3- 70
第1	情報収集連絡体制	《震災編準用》	3- 71
第2	災害情報の収集・伝達体制		3- 72
2.1	気象予報・警報等情報	『各部共通』	
2.2	雨量と水位情報	『市長公室』	
2.3	水防情報	『市長公室』	
2.4	人的被害情報	『市長公室、消防部』	
2.5	一般建築物被害情報	『建設部、都市整備部、庄和総合支所、消防部』	
2.6	公共土木・建築施設被害情報	『建設部、都市整備部、庄和総合支所』	
2.7	ライフライン被害情報	『総合政策部、水道部、建設部』	
2.8	交通施設被害情報	『建設部、都市整備部』	
2.9	その他の被害情報	『関係各部』	
2.10	被害調査の報告	『各部共通』	
第3	市民への広報活動	《震災編準用》	3- 86
第4	報道機関への情報提供	《震災編準用》	3- 87
<b>第3節</b>	<b>消防活動</b>		3- 88
第1	消防体制の確立		3- 89
1.1	風水害配備体制	『消防部』	
1.2	非常招集及び参集	『消防部』	
1.3	情報収集等	『消防部』	
第2	消防部隊の運用		3- 90
2.1	運用の区分	『消防部』	
第3	現場要務		3- 90
3.1	警戒区域の設定	『消防部』	
3.2	現場指揮本部の設置	『消防部』	
3.3	消防用緊急通行車両の通行の確保	『消防部』	
3.4	避難の処置	『消防部』	
3.5	決壊時の措置	『消防部』	
<b>第4節</b>	<b>水防活動</b>		3- 92
第1	水防体制		3- 93
1.1	水防組織	『各部共通』	
1.2	水防隊の出動	『各部共通』	

## 春日部市地域防災計画 目次

第 2	水防活動		3- 94
2. 1	河川等の監視・警戒	『市長公室、建設部、都市整備部』	
2. 2	気象情報・水防情報の伝達	『市長公室』	
2. 3	避難	『各部共通』	
2. 4	決壊時の処置	『市長公室、建設部』	
2. 5	警戒区域の設定	『市長公室』	
2. 6	協力応援	『総合政策部』	
2. 7	報 告	『各部共通』	
2. 8	水防信号	『市長公室』	
<b>第 5 節</b>	<b>救援・救護活動</b>		<b>3- 97</b>
第 1	人命救助活動	《震災編準用》	3- 98
第 2	避 難	《震災編準用》	3- 99
第 3	要配慮者の安全確保		3-100
3. 1	高齢者・障がい者等の安全確保	『市長公室、福祉部、健康保険部、消防部』	
3. 2	外国人住民の安全確保	『総合政策部、市民生活部』	
第 4	医療救護	《震災編準用》	3-103
第 5	感染症予防及び保健衛生	《震災編準用》	3-104
第 6	応急給水	《震災編準用》	3-105
第 7	食料・生活必需品の供給	《震災編準用》	3-106
第 8	住宅の確保	《震災編準用》	3-107
第 9	遺体の捜索・処理・埋葬	《震災編準用》	3-108
第 10	要員の確保	《震災編準用》	3-109
<b>第 6 節</b>	<b>都市施設の応急対策</b>		<b>3-110</b>
第 1	公共施設	《震災編準用》	3-111
第 2	ライフライン	《震災編準用》	3-112
<b>第 7 節</b>	<b>交通対策</b>		<b>3-113</b>
第 1	緊急輸送の方針	《震災編準用》	3-114
第 2	緊急輸送道路の確保	《震災編準用》	3-114
第 3	交通規制	《震災編準用》	3-115
第 4	緊急輸送手段の確保	《震災編準用》	3-116
<b>第 8 節</b>	<b>廃棄物対策</b>		<b>3-117</b>
第 1	災害廃棄物処理	《震災編準用》	3-118
第 2	一般廃棄物処理	《震災編準用》	3-118
<b>第 9 節</b>	<b>教育福祉対策</b>		<b>3-119</b>
第 1	学校教育の早期再開	《震災編準用》	3-120
第 2	文化財対策	《震災編準用》	3-121
第 3	福祉対策	《震災編準用》	3-122
<b>第 4 章</b>	<b>風水害復旧・復興対策計画</b>		<b>3-123</b>
<b>第 1 節</b>	<b>公共施設の復旧・復興計画</b>		<b>3-124</b>
第 1	復旧・復興計画の方針	《震災編準用》	3-125
第 2	復旧・復興計画の推進	《震災編準用》	3-126
<b>第 2 節</b>	<b>民生安定のための措置</b>		<b>3-127</b>
第 1	り災証明の発行	《震災編準用》	3-128

# 春日部市地域防災計画 目次

第2	被災者の生活確保	《震災編準用》	3-129
第3	義援金品の配布	《震災編準用》	3-130
第4	中小企業等の支援	《震災編準用》	3-130
第3節	激甚災害の指定	《震災編準用》	3-131
第5章	事故災害対策計画		3-133
第1節	火災対策計画		3-134
第1	大規模火災予防		3-134
1.1	災害に強いまちづくり	『消防部』	
1.2	平時の備え	『市長公室、消防部』	
第2	大規模火災対策		3-138
2.1	情報収集・連絡体制	『消防部、市長公室』	
2.2	活動体制	『消防部、市長公室』	
2.3	消火活動	『消防部』	
2.4	避難収容	『市長公室、各部共通』	
2.5	応急復旧	『各部共通』	
2.6	被災者への情報伝達	『市長公室、各部共通』	
第2節	危険物等災害対策計画		3-140
第1	危険物災害対策		3-140
1.1	予防対策	『消防部』	
1.2	応急措置	『消防部』	
第2	高圧ガス災害対策		3-142
2.1	予防対策	『消防部』	
2.2	応急措置	『消防部』	
第3	毒物・劇物災害対策		3-144
3.1	予防対策	『消防部』	
3.2	応急対策	『消防部』	
第4	水道水水質汚染事故対策		3-146
4.1	水道水水質汚染予防対策	『水道部』	
4.2	水道水水質汚染応急対策	『水道部』	
第3節	放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画		3-150
第1	基本対策		3-151
1.1	防災体制の整備	『市長公室、環境経済部、健康保険部、関係各部』	
1.2	放射性物質災害対策用の資機材の整備	『市長公室、関係各部』	
1.3	職員に対する研修と訓練	『市長公室、関係各部』	
1.4	市民への啓発	『市長公室、関係各部』	
1.5	市及び関係機関の業務大綱	『市長公室、関係各部』	
1.6	職員動員計画	『市長公室、関係各部』	
1.7	情報収集・伝達系統		
第2	予防対策		3-156
2.1	放射性同位元素輸送事故に関する予防対策	『市長公室、消防部、関係各部』	
2.2	放射性同位元素取扱施設事故に関する予防対策	『施設管理者、消防部』	
2.3	情報収集・連絡体制の確立	『市長公室、消防部、関係各部』	
2.4	災害応急体制の整備	『市長公室、消防部、健康保険部、医療センター』	
第3	応急対策		3-159
3.1	災害応急活動の業務分担		
3.2	放射性同位元素輸送事故応急対策	『輸送事業者、市長公室、消防部』	
3.3	放射性同位元素取扱施設事故応急対策	『施設管理者、市長公室、消防部』	
3.4	広域放射能汚染応急対策	『市長公室、消防部、関係各部』	

# 春日部市地域防災計画 目次

3.5 特定事象通報基準及び原子力緊急事態宣言発令基準	
<b>第4節 道路災害対策計画</b> .....	3-168
第1 道路災害予防対策.....	3-168
1.1 情報収集・連絡体制の整備	『市長公室、建設部』
1.2 危険箇所の把握	『建設部』
1.3 予防対策の実施	『建設部』
1.4 職員動員体制の整備	『建設部、市長公室』
1.5 関係機関との連絡体制の整備	『建設部、市長公室』
1.6 緊急輸送活動体制の整備	『建設部、市長公室』
1.7 被災者・住民への情報伝達体制の整備	『建設部、市長公室』
第2 道路災害応急対策.....	3-171
2.1 情報収集・連絡体制	『市長公室、消防部、建設部』
2.2 職員動員体制	『建設部、市長公室』
2.3 応援要請	『建設部、市長公室』
2.4 緊急輸送活動	『建設部、市長公室』
2.5 危険物の流出に対する応急対策	『消防部』
2.6 応急復旧活動	『建設部』
2.7 被災者・住民への情報伝達	『市長公室』
2.8 災害復旧	『建設部』
<b>第5節 鉄道事故対策計画</b> .....	3-174
第1 鉄道事故対策計画.....	3-174
1.1 活動体制	『市長公室、消防部』
1.2 情報収集	『市長公室、各部共通』
1.3 避難誘導	『市長公室、各部共通』
1.4 災害現場周辺の住民への避難勧告又は指示	『市長公室、各部共通』
1.5 救出・救助	『消防部、警察署』
1.6 消火活動	『消防部』
1.7 応援要請	『市長公室、消防部』
1.8 医療救護	『健康保険部、医療センター』
<b>第6節 航空機事故対策計画</b> .....	3-177
第1 航空機事故対策計画.....	3-177
1.1 活動体制	『市長公室、各部共通』
1.2 情報収集	『市長公室、各部共通』
1.3 災害現場周辺の住民への避難勧告又は指示	『市長公室、各部共通』
1.4 救出・救助	『消防部、警察署』
1.5 消火活動	『消防部』
1.6 応援要請	『市長公室、消防部』
1.7 医療救護	『健康保険部、医療センター』
<b>第7節 文化財災害対策計画</b> .....	3-181
第1 文化財災害対策計画.....	3-181
1.1 火災予防体制	『社会教育部』
1.2 防火施設の整備強化	『社会教育部』
1.3 意識啓発・その他	『社会教育部』
<b>第6章 特殊災害対策計画</b> .....	3-183
<b>第1節 竜巻・突風等対策計画</b> .....	3-184
第1 竜巻・突風等の現況.....	3-185
1.1 竜巻・突風等の特徴等	
1.2 気象に関する情報	
第2 予防対策.....	3-188

# 春日部市地域防災計画 目次

2.1	情報収集・伝達体制の整備	『市長公室、関係各部』	
2.2	竜巻等突風対処体制の確立	『市長公室』	
2.3	竜巻注意情報等気象情報の普及	『市長公室』	
2.4	竜巻の発生、対処に関する知識の普及	『市長公室』	
第3	応急対策		3-190
3.1	情報伝達	『市長公室』	
3.2	避難所の開設・運営	『市長公室、各部共通』	
3.3	がれき等の処理	関係各部』	
3.4	応急住宅対策	『都市整備部』	
第4	復旧対策		3-191
4.1	被害認定	『市長公室、関係各部』	
4.2	被害者支援	『関係各部』	
4.3	埼玉県・市町村被災者安心支援制度	『市長公室、関係各部』	
第2節	雪害対策計画		3-192
第1	雪害予防対策		3-193
1.1	情報の収集・伝達体制	『市長公室』	
1.2	雪害における応急対応力の強化	『各部共通』	
1.3	道路交通対策	『建設部』	
1.4	農林水産業に係る情報提供	『環境経済部』	
第2	雪害応急対策		3-194
2.1	応急活動体制	『市長公室、各部共通』	
2.2	情報の収集・伝達・広報	『市長公室、総合政策部』	
2.3	道路機能の確保と交通規制	『建設部、警察署』	
2.4	救出・救助の実施	『消防部、警察署』	
2.5	避難所の開設・運営	『市長公室、各部共通』	
第3節	火山噴火降灰対策計画		3-196
第1	被害想定		3-197
1.1	富士山が噴火した場合		
第2	予防対策		3-198
2.1	火山噴火に関する知識の普及	『市長公室』	
2.2	事前対策の検討	『各部共通』	
2.3	食料、水、生活必需品の備蓄	『市長公室』	
第3	応急対策		3-201
3.1	応急活動体制の確立	『市長公室、各部共通』	
3.2	情報の収集・伝達	『市長公室』	
3.3	避難所の開設・運営	『市長公室、各部共通』	
3.4	広域一時滞在	『市長公室』	
3.5	降灰の処理	『市長公室』	

## 用語集